

「宝塚市協働のまちづくり推進会議」の設置にかかる検討状況について

令和 5 年(2023 年)3 月 29 日の協働のまちづくり促進委員会(以下「促進委員会」という)でお諮りしました「宝塚市協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という)」の設置について、令和 5 年(2023 年)6 月市議会への提案に向けて、都市経営会議(市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率的な推進及び適正な運営を図るため、市長の事務執行に関する最高協議機関)に諮った結果、以下のとおり委員構成が一部変更となりましたので、ご報告いたします。

1 変更内容

令和 5 年 3 月 29 日時点 案	現案
知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8 人以内 公募による市民 2 人 市職員 1 人 計 11 人以内	<u>知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8 人以内</u> <u>公募による市民 2 人</u> <u>計 10 人以内</u>

【変更理由】

市が定める「審議会等の運営に関する指針(以下「指針」という)」において、原則、市職員を審議会等の委員に選任しないこととしています(※)、促進委員会ではこれまで、協働の原則に則り、協働の各主体となる市民と市が対等な立場で会議に参画し議論を進めていくため、例外的に市職員 2 名を委員として選任していました。

しかしながら、促進委員会においては、事務局を担う市民交流部の職員も全体会、部会及び作業班の会議に参加して委員の皆様との意見交換を行っている実態が既にあり、例外的な取扱いをせずとも目的を達成していることから、指針に則り、推進会議においては市職員を委員として選任しないこととしました。

※ 「法令等により特別の定めがある場合又は審議会等の性質に照らし、その専門的知識が必要となるもの等やむを得ない場合を除き、市の一般職の職員は、審議会等の委員に選任しないものとする。」と規定しています。

2 参考(促進委員会と推進会議の比較)

項目	促進委員会(現行)	推進会議(案)
名称	宝塚市協働のまちづくり促進委員会	宝塚市協働のまちづくり推進会議 (愛称:ええやん!協働会議)
担当事務	協働のまちづくりの促進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	協働のまちづくりの推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務
構成	知識経験者又は市長が適当と認める者 14 人以内 公募による市民 3 人	知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8 人以内 公募による市民 2 人

	市職員 2人 計 19人以内	計 10人以内
--	-------------------	---------